

ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス
基本約款

2025年9月1日実施

株式会社NTTドコモ

目次

I. 基本約款の適用.....	1
1. 適用	1
2. 本約款及び個別約款の変更	1
3. 用語の定義	3
4. 日数の取り扱い	8
II. 使用の申し込み及び契約	9
5. 使用の申し込み	9
6. 契約の成立及び更新	10
7. 承諾の限界	10
8. 名義の変更	12
9. 自由料金契約の解約	14
10. 契約消滅後の関係	16
III. 検査.....	17
11. 供給施設等の検査	17
IV. 検針及び使用量の算定	18
12. 検 針	18
13. 計量の単位	19
14. 使用量の算定	19
15. 使用量のお知らせ	23
V. 料 金 等.....	24
16. 料金の適用開始	24
17. 支払期限	24
18. 料金の算定及び申し受け	24
19. 単位料金の調整	26
20. 料金の精算等	28
21. 料金その他支払債務の支払方法	28
22. 延滞利息	30
23. 電子媒体による請求額情報の通知	31
24. 債権の譲渡等	32
VI. 供 給.....	33
25. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性	33
26. 供給又は使用の制限等	33
27. 供給停止	34
28. 供給停止の解除	35
29. 供給制限等の賠償	35
VII. 保 安.....	36

30. 供給施設の保安責任	36
31. 周知及び調査義務	36
32. 保安に対するお客さまの協力	37
33. お客さまの責任	38
VIII. その他.....	40
34. 使用場所への立ち入り	40
35. 専属的合意管轄裁判所	40
36. 反社会的勢力の排除	40
37. 支払証明書等の発行	41
38. お客さまの氏名等の変更の届出	42
39. 通知	42
40. プライバシーポリシー	43
41. 準拠法	43
付 則.....	44
(別表第1)	45
(別表第2)	46
(別表第3)	47
(別表第4)	49
(別表第5)	50
(別表第6)	51
(別表第7)	52
(別表第8)	54

I. 基本約款の適用

1. 適用

- (1) 本約款は、株式会社NTTドコモ（本約款及び個別約款（料金等のサービス内容ごとに当社が定める個別の約款をいい、以下、本約款及び個別約款において同じとします。）において、以下「当社」といいます。）が、ガス小売事業者（第3条第25項参照）としての大阪ガス株式会社（本約款及び個別約款において、以下「大阪ガス」といいます。）が行う一般の需要（大阪ガス以外の者からガスの供給を受けている需要を除きます。）に応じた導管によるガス供給の取次をするときに共通して適用される基本的な供給条件を規定したものです。
- (2) 本約款は、一般ガス導管事業者（第3条第24項参照）が定める託送供給約款（第3条第26項参照）別表第1の供給区域に適用いたします。
- (3) 本約款は、個別約款の適用条件を満たすお客さまと当社がガスの供給について合意したときに適用いたします。本約款に定める事項について個別約款に異なる定めがある場合は、当該事項については本約款によらず、個別約款の規定を適用するものといたします。
- (4) 本約款及び個別約款に定めのない細目的事項は、必要に応じて本約款及び個別約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまには、必要に応じて、一般ガス導管事業者と別途協議を行っていただくことがあります。

2. 本約款及び個別約款の変更

- (1) 当社は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款又は大阪ガスの定めるガスの供給及び使用にかかる約款が改定された場合、法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）の改正により本約款及び個別約款の変更の必要が生じた場合その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の規定により本約款及び個別約款を変更することがあります。この場合、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日の翌日か

ら、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の本約款及び個別約款によります。

- (2) 当社は、本約款又は個別約款を変更した場合、変更後の約款を当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法（第3項において定義するものをいいます。）により公表いたします。
- (3) 本約款、個別約款その他自由料金契約（第3条第19項参照）の内容（以下本条では「本約款等」といいます。）を変更する場合において、次項に定める場合を除き、ガス事業法第14条に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は第39条第1項各号に定める通知方法、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものものといたします。また、同法第15条に基づく書面の交付については、当社が適当と判断した方法により行い、当社及び大阪ガスの名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものものといたします。
- (4) 本約款等について、法令等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の自由料金契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、ガス事業法第14条に基づく供給条件の説明については、当社が適当と判断した方法で行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明すれば足りるものものといたします。また、同法第15条に基づく書面の交付については、これを行わないことができるものものといたします。
- (5) 当社は、一般ガス導管事業者の託送料金の改定、大阪ガスの原料調達費用の変動その他の理由により料金の値上げが必要となる場合は、次の手順に従い、自由料金契約における新たな基本料金や従量料金の単価を定めることができます。
 - ① 当社は、事前に新たな単価及びその適用開始日（以下「本適用開始日」といいます。）を当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いた

します。

- ② お客さまは、新たな単価を承諾しない場合は、当社が定める廃止期日までに、当社に対して廃止を通知することで自由料金契約を廃止することができます。この場合には、自由料金契約は本約款の各規定にかかわらず、本適用開始日の前日をもって終了するものとし、お客さまが当該需要場所（第3条第27項参照）にかかるガスの供給及び使用に関する契約を新たに締結しない限り、閉栓いたします。
- ③ 前号に定める期限までに、お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは新たな単価を承諾したものとみなし、本適用開始日の直後の検針日の翌日より新たな単価を適用いたします。

3. 用語の定義

本約款及び個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

— 熱 量 —

- (1) 「熱量」…標準状態（摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態）のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。お客さまに供給するガスは、ガス事業法及びこれに基づく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。
- (2) 「標準熱量」…ガス事業法令で定められた方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (3) 「最低熱量」…お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

— 圧 力 —

- (4) 「圧力」…ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。ガス機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (5) 「最高圧力」…お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (6) 「最低圧力」…お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

— ガス工作物 —

- (7) 「ガス工作物」…ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業の

ために用いるものをいいます（第9項から第17項までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。

—供給施設—

- (8) 「供給施設」…ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの附属施設をいいます。

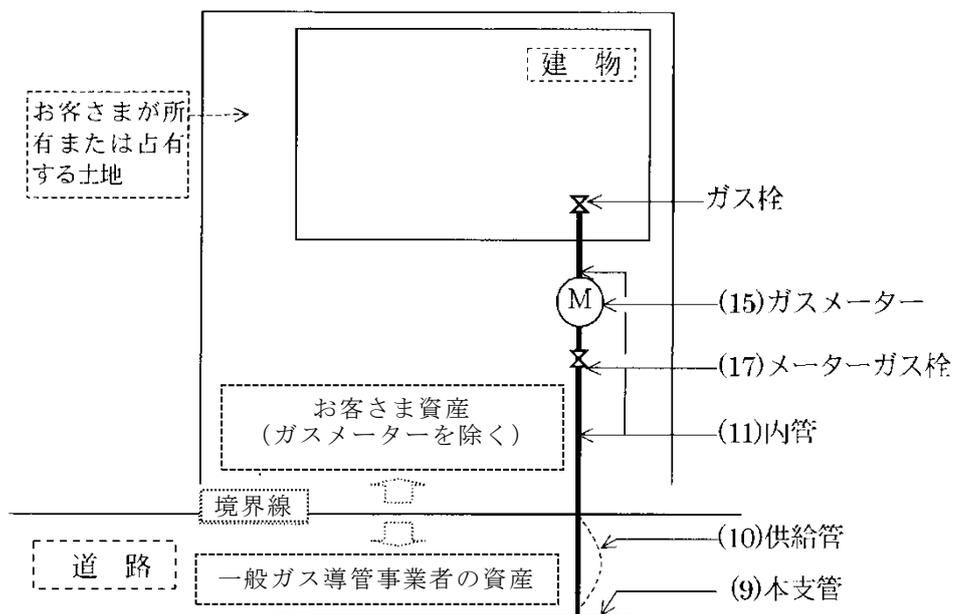
—導管—

- (9) 「本支管」…原則として公道（道路法その他の法令等に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。なお、次の各号のすべてを満たす私道に埋設する導管については、将来一般ガス導管事業者が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱われます。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること。
 - ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること。
 - ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。
 - ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。
 - ⑤ その他、一般ガス導管事業者が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること。
- (10) 「供給管」…本支管から分岐して、お客さまが所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。

- (11) 「内管」…前項の境界線からガス栓までの導管及びその附属施設をいいます。

代表的な例



- (12) 「ガス遮断装置」…危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます（ガスの供給確保のため本支管に設置されるバルブを含みません。）。

—導管以外の供給施設—

- (13) 「整圧器」…ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (14) 「昇圧供給装置」…ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。
- (15) 「ガスメーター」…料金算定の基礎となるガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を計量するために用いられる一般ガス導管事業者が指定する計量器をいいます。
- (16) 「マイコンメーター」…ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用时など、あらかじめ一般ガス導管事業者が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するガスメーターをいいます。
- (17) 「メーターガス栓」…ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供

給停止時等に操作するガス栓をいいます。

—ガス機器—

- (18) 「ガス機器」…ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、ガス機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。

—その他の定義—

- (19) 「自由料金契約」…本約款及び個別約款に基づきお客さまと当社の間で締結するガスの供給及び使用に関する契約をいいます。
- (20) 「ガス工事」…供給施設の設置又は変更の工事をいいます。
- (21) 「検針」…使用量を算定するために、ガスメーター等の指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。
- (22) 「消費税等相当額」…消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (23) 「消費税率」…消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (24) 「一般ガス導管事業者」…ガス事業法第2条第6項に定める一般ガス導管事業者のうち、お客さまの需要場所を供給区域とする事業者をいいます。
- (25) 「ガス小売事業者」…ガス事業法第2条第3項に定めるガス小売事業者をいいます。
- (26) 「託送供給約款」…一般ガス導管事業者がガス事業法第48条に従い定める小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。
- (27) 「需要場所」…お客さまがガスを使用する場所をいい、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所としますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。
- ① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅
各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所とします。なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次のすべての

条件に該当する場合をいいます。

イ 各戸が独立的に区画されていること。

ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること。

ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

② 店舗、官公庁、工場その他

1 構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所とします。

③ 施設付住宅

1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については第1号により、非住宅部分については前号により取り扱います。

- (28) 「スイッチング」…同一の需要場所かつ同一のお客さまに対する託送供給において、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更されることをいいます。
- (29) 「LNG」…液化天然ガス。メタンを主成分とした天然ガスを液化させたものをいいます。
- (30) 「LPG」…液化石油ガス。プロパン又はブタンを主成分としたガスを液化したものをいいます。
- (31) 「回線契約約款」…当社が別に定めるXiサービス契約約款、FOMAサービス契約約款又は5Gサービス契約約款の総称をいいます。
- (32) 「回線契約」…回線契約約款に基づくXi契約、FOMA契約又は5G契約をいいます。
- (33) 「dアカウント」…当社が別に定めるdアカウント規約に基づき当社が発行したドコモ回線dアカウント又はキャリアフリーdアカウントをいいます。
- (34) 「ドコモ ガス」…当社が提供するガス供給の取次サービスをいいます。
- (35) 「ドコモ ガスポイント提供条件」…当社が別に定める「ドコモ ガス dポイント提供条件」をいいます。
- (36) 「ドコモでんきサイト」…ドコモ ガスに関する情報を掲載した当社のイ

インターネットサイト<<https://denki.docomo.ne.jp>> (当該URL配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。)をいいます。

4. 日数の取り扱い

本約款及び個別約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

Ⅱ．使用の申し込み及び契約

5．使用の申し込み

- (1) 当社と自由料金契約を締結することを希望する方は、あらかじめ本約款及び適用を希望する個別約款、ドコモ ガスポイント提供条件並びに託送供給約款におけるお客さまに関する事項を承諾の上、当社に申し込みをしていただきます。
- (2) 自由料金契約に基づくガス使用にあたりガス工事を必要とする場合には、お客さまは一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款（以下「ガス工事約款」といいます。）に基づき、一般ガス導管事業者にガス工事を申し込んでいただきます。
- (3) 当社が必要と認めたときは、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただくほか、必要に応じてそれらを証明するものを提示していただくことがあります。
- (4) 申し込みの受付場所は、当社指定の契約申し込み等の契約事務を行うドコモ ガスサービス取扱所といたします。なお、当社が適当と判断した場合は、電話、インターネット等による申し込みを受け付けることがあります。
- (5) 当社は、1需要場所について 1つの個別約款を適用し、1つの自由料金契約を締結します。
- (6) 第1項の申し込みには、お客さまご自身の名義のdアカウントが必要となります。
- (7) 未成年者が第1項の申し込みをするにあたっては、親権者又は未成年後見人の事前の同意を得るものとします。
- (8) 第1項の申し込みに際し、お客さまは、特定回線（お客さまが指定する5G、FOMA 又は Xi（当該回線契約約款に規定するものをいい、次のいずれかに該当するもの又は共用 FOMA に係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を指定することができます。
 - ① 当該回線の契約者名義が自由料金契約の申し込みをする者と同一でないもの。

- ② 当該回線の契約者名義が法人であるもの。
- ③ 当該回線契約約款に規定する電話番号保管をしているもの。
- ④ 他の自由料金契約に係る特定回線であるもの。
- ⑤ 料金その他の債務（回線契約約款に規定するものをいいます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- ⑥ その他当社が指定するもの。

6. 契約の成立及び更新

- (1) 自由料金契約は、当社が前条第1項のガス使用の申し込みを承諾したときに成立いたします。ただし、自由料金契約に基づく大阪ガスからお客さまへのガス供給を行うための手続き等において、関連する一般ガス導管事業者からの承諾が得られないことが明らかとなった場合等ガスの供給開始に向けた手続きに支障がある場合には、自由料金契約は当初にさかのぼってその効力を失うものとします。なお、お客さまからの申し出により自由料金契約を変更する場合も、同様といたします。また、当社は自由料金契約に基づく適用開始日をお客さまにお知らせいたします。
- (2) ガス事業法第14条及び第15条に基づき、自由料金契約に関する供給条件その他の契約条件を記載した書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (3) お客さまは、前条第8項に定める場合のほか、当社が別に定めるところにより特定回線の指定、変更又は廃止の請求をすることができます。
- (4) 前項の規定により特定回線を指定又は変更するときは、前条第8項に準じます。
- (5) 前二項の規定にかかわらず、特定回線に係る契約の解除があったときは、その契約の解除と同時に特定回線を廃止します。

7. 承諾の限界

- (1) 当社は、自由料金契約を解約されたお客さまが、同一需要場所で、自由料金契約の申し込みをされた場合、その適用開始日の希望日が解約の日から

1年に満たないときは、申し込みをされた自由料金契約の種別を問わず、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

(2) 当社は、次に掲げる大阪ガスの責めによらない事由によりガスの供給が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾しないことがあります。

- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法令等によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合。
- ② 災害、感染症の流行、ガス工作物の状況等により大阪ガスのガスの製造能力又は供給能力が減退した場合。
- ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により大阪ガスの原料が不足した場合。
- ④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合。
- ⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、大阪ガスの正常な企業努力では大阪ガスによるガスの供給が不可能又は著しく困難な場合。
- ⑥ その他やむを得ない場合。

(3) 当社は、第26条第1項の供給又は使用の制限事由や第27条の供給停止事由に該当する場合や、申し込み者（申し込み者の同居者と当社が認める方、その他当社との関係において契約により申し込み者とともに利益を受けていると当社が認める方又は申し込み者と主要構成員の全部若しくは一部を同じくする団体等を含みます。）が当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）にかかる債務を所定の履行期限を経過しても履行していない場合は、申し込みを承諾しないことがあります。

(4) 当社は、内管が一般ガス導管事業者が工事を実施したものでない場合は、原則として申し込みを承諾できません。ただし、一般ガス導管事業者が特別に認める場合にはこの限りではありません。

(5) 当社は以下の場合、自由料金契約の申し込みを承諾しないことがあります。

- ① 大阪ガスから当社に対して、自由料金契約の申し込みの受付を中止するよう申し入れがされた場合。

- ② 当社が、大阪ガスの供給するガスの取次を終了した場合。
- (6) 当社は、次の場合その他必要がある場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- ① お客さまが、自由料金契約の申し込みやその他の場合に、お客さまの氏名、住所及びその他申し込みの内容について、事実と反する申出を行った場合。
- ② 新たにガスの使用を開始する需要場所で供給地点特定番号が発番されていない場合。
- ③ お客さまが、特定回線の回線契約約款に定める申し込みにあたって、事実と反する申し出を行った場合。
- ④ お客さまが満13歳未満である場合。
- ⑤ お客さまが法人名義で申し込みされた場合。
- ⑥ お客さまが当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします。）の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがある場合。
- ⑦ お客さまが過去に不正な行為等により当社、大阪ガス又は一般ガス導管事業者から自由料金契約の解約又は供給の停止等の措置を受けたことがある場合。
- ⑧ お客さまが第36条の定めに違反するおそれがある場合。
- ⑨ 当社又は大阪ガスのシステムに障害が発生している等技術的要因により申し込みをお受けできない場合。
- ⑩ 申し込みをお受けできないと認められる相当の事由がある場合、その他経済的観点から合理性が認められない等大阪ガス又は当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。
- (6) 当社は、本条の規定により自由料金契約の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申し込み者にお知らせいたします。

8. 名義の変更

- (1) お客さまは、自由料金契約の名義について、名義変更（氏名又は名称の変

- 更に伴うものを除きます。以下同じとします。)を申し込むことができます。
- (2) お客様は、前項の規定により名義変更を申し込むときは、当事者が連署した当社所定の書面により申し込みをしていただきます。
- (3) 当社は、第1項の申し込みがあったときは、次の場合を除いてこれを承諾します。
- ① 名義変更により新たにその自由料金契約の契約者になろうとするお客様が、当社に対する料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
 - ② その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (4) 前三項の規定にかかわらず、相続に伴う自由料金契約の名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。
- ① 相続人は、当社所定の書面に相続があったことを証明する書類を添えて申し込みをしていただきます。
 - ② 前号の場合において相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定めて申し込みをしていただきます。これを変更したときも同様とします。
 - ③ 第1号の規定による代表者からの申し込みがあるまでの間、当社は、自らの裁量により相続人のうちの1人を契約者として取り扱います。
- (5) 前四項の規定にかかわらず、当社は、お客様が特定回線を指定している場合において、その特定回線に係る契約について名義変更があったときは、その自由料金契約に係る名義変更の申し込みがあったものとみなして、これを承諾します。この場合において、名義変更により新たにその自由料金契約の契約者となるお客様は、名義変更後の特定回線に係る契約者と同一とします。
- (6) 前項に規定する特定回線の名義変更には、相続に伴う名義変更を含みません。
- (7) 自由料金契約の名義変更を行った場合、名義変更後にその自由料金契約の契約者となる者は、名義変更前の契約者が自由料金契約に基づき当社又

は大阪ガスに対して有していた一切の権利及び義務を承継するものとし
ます。

- (8) 自由料金契約の名義変更があったときは、当社から大阪ガスへ名義変更に係る情報を連携する期間において一時的に当社と大阪ガスとで名義が一致しない場合があります。

9. 自由料金契約の解約

- (1) お客さまが、スイッチング以外の事由によりガスの使用を廃止する場合は、あらかじめその廃止の期日を当社に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日を大阪ガスによるガス供給の終了日とし、自由料金契約の終了の処置（当社が大阪ガスによるガス供給の終了日を把握し、自由料金契約の終了の手続きを行うことをいい、以下同じとします。）を行った日を解約日といたします。ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、ガス使用廃止が行われた日を大阪ガスによるガス供給の終了日とし、自由料金契約の終了の処置を行った日を解約日といたします。
- (2) お客さまが、スイッチングによりガスの使用を廃止する場合は、スイッチング後のガス小売事業者が一般ガス導管事業者及び大阪ガスを介して当社にその旨の通知をするものといたします。この場合、原則として、大阪ガスがその通知を受領した直後の定例検針日を大阪ガスによるガス供給の終了日とし、自由料金契約の終了の処置を行った日を解約日といたします。
- (3) 当社は、次の場合、お客さまに対する通知により自由料金契約を解約できるものといたします。なお、次の場合に該当することにより、当社又は大阪ガスが損害を被った場合、お客さまはその損害を賠償する責任を負いません。
- ① お客さまが当社に対して第1項に基づくガス使用廃止の通知をしていない場合であって、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合。この場合、第5項の定めにかかわらず、大阪ガスがガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓その他

ガスの供給を遮断することをいいます。)をとった日をガス供給の終了日とし、自由料金契約の終了の処置を行った日を解約日といたします。

(4) 当社は、次の場合、お客さまに対して自由料金契約の解約を申し出ることができるものといたします。なお、次の場合に該当することにより、当社が損害を被った場合、お客さまはその損害を賠償する責任を負います。

① お客さまがイ又はロに掲げる事由に該当する場合。この場合、当社は、イ又はロの事由により供給を終了する旨を予告のうえ、大阪ガス又は一般ガス導管事業者がガスの供給を終了(メーターガス栓の閉栓、通信設備等によるガス供給の遮断)することがあります。なお、少なくとも2回予告することとし、供給終了を予告する日と供給終了する日との間にそれぞれ15日間程度及び5日間程度の日数をおいて予告し、自由料金契約の終了の措置を行った日を解約日といたします。

イ お客さまが、第17条第2項の支払期限日を経過してなお料金その他の当社に対する債務を支払わない場合(当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。)

ロ お客さまが、当社との他の自由料金契約(既に消滅しているものを含みます。)の支払期限日を経過してなお、料金その他の当社に対する債務を支払わない場合(当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。)

② 前号のほか、お客さまに契約違反があった場合。

③ 第7条第2項各号の事由に該当し、ガスの供給の継続が困難な場合。

(5) お客さまは、前項の規定により当社がお客さまとの自由料金契約を解約しようとしている場合、第34条第5号及び第6号を含むガスの閉栓が速やかに行われるよう当社及び大阪ガスに協力しなければならないものとし、閉栓した日をもってガス供給の終了日とし、自由料金契約の終了の処置を行った日を解約日といたします。

(6) ガスの閉栓がなされず、お客さまがガスをご利用になった場合、当社は、自由料金契約に基づき、お客さまに対して当該ご利用分の料金を請求します。

10. 契約消滅後の関係

- (1) 自由料金契約が有効である期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、自由料金契約が解約されても消滅いたしません。
- (2) 一般ガス導管事業者は、自由料金契約が解約された後も、ガスメーター等一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

Ⅲ. 検査

11. 供給施設等の検査

- (1) お客様は、当社及び大阪ガスを介して一般ガス導管事業者にごガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものとしたします。次項において同じ。）はお客様のご負担となります。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は一般ガス導管事業者の負担となります。
- (2) お客様は、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客様のために設置されるガス遮断装置又は整圧器及びガスメーター以外のガス計量器等については当社を介して一般ガス導管事業者にご、ガス機器については当社を介して大阪ガスに、それぞれ法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客様のご負担となります。
- (3) 前二項に規定する検査を行った場合には、大阪ガス又は一般ガス導管事業者は当社を介してその結果を速やかにお客様にお知らせいたします。
- (4) お客様は、大阪ガス又は一般ガス導管事業者が第1項及び第2項に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち合わせることができます。

IV. 検針及び使用量の算定

12. 検 針

—検針の手順—

(1) お客様は、あらかじめ定めた日に毎月1度一般ガス導管事業者による検針(この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。)を受けていただきます。定例検針を行う日は以下の手順により定められます。

- ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域が設定されます。
- ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日が設定され、休日等を考慮のうえ検針を行う日が定められます。

(2) お客様は、前項の定例検針日以外に次の日に大阪ガス又は一般ガス導管事業者による検針を受けていただきます。ただし、大阪ガス又は一般ガス導管事業者が託送供給の実施に支障がなく検針する必要がないと判断した場合は、この限りではありません。

- ① 新たにガスの使用を開始した日(お客様の申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合、第4号の場合及びスイッチングによる場合を除きます。)
- ② 第9条の規定によるガス供給の終了日(スイッチングによる場合を除きます。)
- ③ 第27条の規定によりガスの供給を停止した日。
- ④ 第28条の規定によりガスの供給を再開した日。
- ⑤ ガスメーターを取り替えた日。
- ⑥ その他大阪ガス又は一般ガス導管事業者が必要と認めた日。

—検針の省略—

(3) お客様が新たにガスの使用を開始した場合で、使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が5日(第7項に規定する休日を除きます。)以下の場合、使用開始直後の定例検針が行われないことがあります。

す。

- (4) 自由料金契約が第9条第1項又は同条第3項第1号の規定により解約される場合で、廃止の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から廃止の期日までの期間が4日（第7項に規定する休日を除きます。）以下の場合には、廃止の期日直前の定例検針が行われなかったか、又はすでに行われた廃止の期日直前の定例検針が行われなかったものとされることがあります。
- (5) 第2項第3号の供給停止に伴う検針日から第2項第4号の供給再開に伴う検針日までの期間が5日（第7項に規定する休日を除きます。）以下の場合には、行われた検針のいずれも行われなかったものとされることがあります。
- (6) お客様の不在又は災害及び感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針されない場合があります。
- (7) 第1項及び第3項から第5項の休日とは、日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日並びに1月4日、5月1日、12月29日及び12月30日とし、以下同じとします。

13. 計量の単位

- (1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。
- (2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は読まれません。
- (3) 次条第9項又は同条第12項の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。

14. 使用量の算定

- (1) 大阪ガスは、前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読み等により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けられたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。
- (2) 前項の「検針日」とは、次の日をいいます（次項、第7項及び第17条第1項において同じ）。

- ① 第12条第1項、同条第2項第1号から第4号及び第6号の日であって、検針を行った日。ただし、あらかじめ一般ガス導管事業者が指定した日がある場合、実際の検針を行った日にかかわらず、その指定した日をもって検針日とすることがあります。
- ② 第4項から第7項までの規定により使用量を算定した日。
- ③ 第8項の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日。

(3) 第1項の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。

- ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間（次号及び第3号の場合を除きます。）。
- ② 新たにガスの使用を開始した場合又は第28条の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間。
- ③ 第27条の規定によりガスの供給を停止した日に第28条の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間。

—お客さまが不在の場合の使用量算定等—

(4) 大阪ガスは、お客さまが不在等のため一般ガス導管事業者が検針できなかった場合には、その料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）の使用量は、原則としてその直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

（備考）

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(5) 前項で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の第1号の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の第2号の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。

- ① $V_2 = (M_2 - M_1) \times 1/2$ （小数点第1位以下の端数は切り上げます。）

$$\textcircled{2} \quad V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$$

(備考)

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(6) 大阪ガスは、お客さまが不在等のため一般ガス導管事業者が検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなきには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。

① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきには、その月の使用量は0立方メートルといたします。

② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。

(7) 大阪ガスは、新たにガスの使用を開始した日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため一般ガス導管事業者が検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0立方メートルといたします。

—災害及び感染症の流行・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等—

(8) 大阪ガスは、災害及び感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に一般ガス導管事業者が検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、前四項に準じて算定いたします。なお、後日、ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、第10項又は第11項に準じて使用量を算定し直します。

(9) 大阪ガスは、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第1の算式により使用量を算定いたします。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

(10) 大阪ガスは、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又

は滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前3か月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。

- (11) 大阪ガスは、災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は前項の基準により算定することがあります。なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえ改めて使用量を算定し直します。
- (12) 大阪ガスは、第25条第3項の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第2の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。
- (13) 大阪ガスは、ガスメーター等の取り替え又は検査等によりガスメーターを通すことなくガス供給（以下「バイパス供給」といいます。）を行い、使用量を正しく計量ができない場合、お客さまに立ち会っていただき、次の算式により使用量を確定するものといたします。ただし、この場合の計量方法について、大阪ガスとお客さまの間であらかじめ合意している場合はこの限りではありません。

(算 式)

使用量

$$= (A + B) \div 2 \\ \times \text{バイパス供給時間 (分)} \div 60$$

(備 考)

- ・バイパス供給中にガス機器が停止する等により、ガス使用量が0立方メートルになった時間帯がある場合は、算式のバイパス供給時間からその時間を除くものといたします。
- ・(A)は、バイパス供給開始直前に一般ガス導管事業者が需要場所で計量した使用量（立方メートル毎時）です。
- ・(B)は、バイパス供給終了直後に一般ガス導管事業者が需要場所で計

量した使用量（立方メートル毎時）です。

15. 使用量のお知らせ

当社は、大阪ガスが前条の規定により算定した使用量をインターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

V. 料 金 等

16. 料金の適用開始

料金は、新たにガスの使用を開始した日又は第28条の規定により供給を再開した日から適用いたします。ただし、お客さまが当社との間で締結していた自由料金契約の種別を変更する場合は、適用開始日は契約変更の申し込みを当社が承諾した後大阪ガスへ連携し、大阪ガスにおける変更手続きが完了した日以降の初回定例検針日の翌日（初回検針日が第12条第2項第1号の場合は初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、従前の契約の料金表にもとづき料金を算定いたします。

17. 支払期限

- (1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号にかかげる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。
- ① 検針日（第12条第2項第1号、同条同項第4号及び同条同項第5号並びに第14条第8項を除きます。）。
 - ② 第14条第9項、同条第10項又は同条第11項後段の規定（同条第8項後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日。
 - ③ 第14条第8項前段又は同条第11項前段の規定（同条第8項後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、第15条により使用量をお知らせした日。
- (2) 料金は、別途当社が定める支払期限日までにお支払いいただきます。
- (3) 第21条第1項第6号の規定が適用される場合の支払期限日は、翌料金算定期間の料金の支払期限日といたします。

18. 料金の算定及び申し受け

一料金の算定方法一

- (1) 当社は、個別約款の料金表を適用して、第15条の規定によりお知らせす

る使用量に基づき、その料金算定期間の料金（基本料金、従量料金及び割引額（割引制度の適用を受けている場合に限る。）からそれぞれ消費税等相当額を除いた金額（以下「割戻し料金」といいます。）の合計に、消費税等相当額を加えた金額をいい、以下、本条、第22条、別表第3、別表第4、別表第5及び個別約款においても同様とします。）を算定いたします。ただし、ガス工事約款の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として、料金を算定いたします（第4項及び第5項の場合も同様といたします。）。

一料金算定期間及び日割計算一

- (2) 当社は、次項の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。
- (3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社又は大阪ガスの都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。
 - ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合。
 - ② 新たにガスの使用を開始した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合。
 - ③ 解約等を行った場合（スイッチングによる場合を除きます。）で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合。
 - ④ 第27条の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（第12条第5項により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）。
 - ⑤ 第28条の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（第12条第5項により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）。
 - ⑥ 第26条第1項の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を

中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

- (4) 当社は、前項第1号から第5号までの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第4によります。
- (5) 当社は、第3項第6号の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第5によります。

—端数処理—

- (6) 当社は、第1項の割戻し料金に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

—適用料金の事前のお知らせ—

- (7) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金（基準単位料金又は調整単位料金）を、当社が適当と認める方法により、あらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

19. 単位料金の調整

- (1) 大阪ガスは、毎月、次項第2号により算定した平均原料価格が同項第1号に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により個別約款の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3のとおりいたします。

(算式)

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

(備 考)

第1号及び第2号の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) 前項の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

64,090円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。) 及びトン当たりLPG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。) をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

= トン当たりLNG平均価格×0.9476

+ トン当たりLPG平均価格×0.0569

(備 考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

20. 料金の精算等

- (1) 当社は、第14条第5項の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。
- (2) 当社は、すでに料金としていただいた金額と第14条第9項、同条第10項、又は同条第11項の規定により算定した使用量にもとづいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。
- (3) 当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、第25条第2項で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、別表第6の算式により算定した金額をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。

21. 料金その他支払債務の支払方法

- (1) お客さまは、毎月の料金を次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により支払うものとします。
 - ① お客さまが特定回線を指定している場合、回線契約約款に基づくXiサービス、FOMAサービス又は5Gサービスの料金（以下総称して「回線料金」といいます。）と併せて支払う方法により支払っていただきます。なお、料金の請求方法、支払方法及び請求額情報の通知等については、本約款に別段の定めがある場合を除き、回線契約約款の定めを準用することとします。
 - ② お客さまが特定回線を指定していない場合、特定回線を指定しているが前号による支払いを希望しない場合、又は特定回線に係る契約の解約に伴い特定回線の指定が解除される場合、次に定める方法の中から料金の支払方法を選択いただきます。
 - イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振

り替える方法。なお当該方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ口座情報を当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが当社の指定する決済用クレジットカードにより支払う方法。なお、お客さまのご本人名義のクレジットカードに限ります。また、当該方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめクレジットカードの情報を当社に申し出ていただきます。この場合、決済用クレジットカードの発行者（以下「カード会社」といいます。）の定める方法に従い、当該カード会社からお客さまに対して料金相当額が請求されます。

ハ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払う方法。なお、当該方法を希望される場合には、当社が指定する様式によっていただきます。

③ お客さまが料金を前号により支払われる場合は、次の時に当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ 前号イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ 前号ロにより支払われる場合は、料金はそのカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ 前号ハにより支払われる場合は、料金が当該金融機関に払い込まれたとき。

④ お客さまが第2号イ又はロにより料金を支払われる場合において、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を希望されるときは、当社は、別表第8の手数料等に定める請求書等発行手数料（以下「請求書等発行手数料」といいます。）を申し受けます。

⑤ お客さまが第2号ハにより料金を支払われる場合は、当社は、請求書等発行手数料及び別表第8の手数料等に定める請求書取扱事務手数料（以下「請求書取扱事務手数料」といいます。）を申し受けます。なお、お客さまが他の方法での支払いを希望された場合であっても、当該支払いの手続きが完了するまでの間であって、第2号ハの請求書が発行され

た場合は、請求書等発行手数料及び請求書取扱事務手数料を申し受けま
す。

- ⑥ お客さまが料金を第 2 号イ又はハにより支払われる場合において、お
客さまへ請求する奇数月の料金が、当社が別に定める額に満たないとき
は、当社はその暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、お客
さまは所定の支払期限日までに支払うものとします。ただし、お客さま
から 1 月毎の支払いを希望する申し出があった場合は、この限りではあ
りません。なお、当社が別に定める額は、当社のインターネットホーム
ページに定めるところによります。
 - ⑦ お客さまが料金を特定回線と一括して支払われる場合は、請求書等発
行手数料及び請求書取扱事務手数料は本約款によらず、当該回線契約に
係る回線契約約款の定めるところによります。
 - ⑧ お客さまが何らかの事情により第 2 号イ又はロにより料金を支払うこ
とができなかった場合、当社は第 2 号ハに定める方法によりお客さまに
対して料金を請求いたします。この場合、当社は、第 5 号で定める請求
書等発行手数料及び請求書取扱事務手数料を申し受けます。
- (2) お客さまは、その他支払債務について、当社、大阪ガス又は一般ガス導管
事業者が別途指定する方法により支払うものとします。

22. 延滞利息

- (1) お客さまが料金を、支払期限日を経過してなお支払われない場合には、
お客さまは、支払期限日の翌日から支払いの前日までの期間の日数に応じ
て延滞利息を料金と同じ方法で支払うものとします。ただし、支払期限日
の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありま
せん。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引
いた金額に年 14.5 パーセントの割合(閏年の日を含む期間については、366
日当たりの割合といたします。)を乗じて算定して得た金額といたします。

23. 電子媒体による請求額情報の通知

- (1) 当社は、お客さまから請求があったときは、次の場合を除いて、当社又は次条に定める請求事業者が行う請求に係る情報（料金等の請求額及びガス料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。
- ① お客さまが料金を第 21 条第 1 項第 2 号ハにより支払われるとき。
 - ② お客さまが料金を第 21 条第 1 項第 1 号により支払われる場合であつて、当社が別に定めるとき。
 - ③ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (2) お客さまが料金を第 21 条第 1 項第 2 号イ又はロにより支払われるとき、当社がそのことを確認した日において、前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。ただし、お客さまから電子媒体による請求額情報の通知に関する請求を行わない旨の意思表示があった場合はこの限りではありません。
- (3) 当社は、自由料金契約の申し込み又は支払方法の変更を承諾した際に、第 1 項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。
- (4) 当社は、第 1 項に規定する請求データ蓄積装置に、お客さまに係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報をお客さまに通知したものとみなします。
- (5) 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを行っている場合で、第 9 条の規定によりその自由料金契約が解約されたことを当社が確認したときは、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。
- (6) 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているとき、お客さまからこの取扱いを廃止する申し出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

- ① 第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - ② 第9条の規定によりその自由料金契約が解約されたとき。
- (7) 電子媒体による請求額情報の通知に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

24. 債権の譲渡等

- (1) お客さまは、料金及びその他支払債務に係る債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、お客さまへの個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- (2) お客さまは、当社が第1項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所等の情報（請求事業者がお客さまへ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び第9条の規定に基づき本約款に基づく自由料金契約が解約されている場合は、その内容等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- (3) お客さまは、当社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- (4) 第1項に規定する当社が別に定める第三者は、「パーソナルデータの取扱いに関する同意事項」に定めるところによります。

VI. 供給

25. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

(1) 大阪ガスは、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、ガス機器に対する適合性を示すもので、別表第7の燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるものです。

(2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、大阪ガスの類別は13Aですので、ガス機器は、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量	標準熱量……………45メガジュール
	最低熱量……………44メガジュール
圧力	最高圧力……………2.5キロパスカル
	最低圧力……………1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度……………47
	最低燃焼速度……………35
	最高ウォッベ指数……………57.8
	最低ウォッベ指数……………52.7
	ガスグループ……………13A
	燃焼性の類別（旧呼称）……………13A

(3) 大阪ガスは、前項に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。

(4) 大阪ガスは、第2項に規定するガスの熱量等及び第3項の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、大阪ガスの責めに帰すべき事由がないときは、大阪ガスは賠償の責任を負いません。

26. 供給又は使用の制限等

(1) 大阪ガス又は一般ガス導管事業者は、次の各号にかかげる事由に該当す

る場合には、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。

- ① 災害及び感染症の流行等その他の不可抗力による場合。
 - ② ガス工作物に故障が生じた場合。
 - ③ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合。
 - ④ 法令の規定による場合。
 - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（第32条第1項の処置がとられた場合を含みます。）。
 - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合。
 - ⑦ その他保安上必要がある場合（第32条第4項の処置をとる場合を含みます。）。
- (2) 当社、大阪ガス又は一般ガス導管事業者は、第25条第2項に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び前項の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。

27. 供給停止

大阪ガス又は一般ガス導管事業者は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社、大阪ガス又は一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

- ① 第34条各号にかかげる大阪ガス又は一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合。
- ② ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合。
- ③ 第3条第10項の境界線内の一般ガス導管事業者のガス工作物を故意又は重過失により損傷し又は失わせて、当社、大阪ガス又は一般ガス導管事業者に重大な損害を与えた場合。

- ④ 第32条第5項及び第33条第4項の規定に違反した場合。
- ⑤ その他本約款及び個別約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合。

28. 供給停止の解除

- (1) 第27条の規定により供給を停止した場合において、お客さまがその理由となった事実を解消したことを当社が確認できた場合、大阪ガスは、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。
- (2) 大阪ガスは、供給の再開は原則として9時から19時の間（休日は、9時から17時の間）に速やかに行います。

29. 供給制限等の賠償

当社が解約をし、又は大阪ガス若しくは一般ガス導管事業者が供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために、お客さま又は第三者が損害を受けられても、当社、大阪ガス又は一般ガス導管事業者の責めに帰すべき事由がないときは、当社、大阪ガス及び一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。

Ⅶ. 保 安

30. 供給施設の保安責任

- (1) 内管及びガス栓等、ガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる第3条第10項の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、前項の供給施設について次項に定める検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが一般ガス導管事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。
- (3) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、一般ガス導管事業者は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

31. 周知及び調査義務

- (1) 大阪ガスは、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 大阪ガスは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。

- (3) 大阪ガスは、前項のお知らせにかかるガス機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。

32. 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、直ちに適切な処置をとります。
- (2) 大阪ガス又は一般ガス導管事業者は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作をお客さまにさせていただく等お客さまに当社、大阪ガス又は一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、前項の場合に準じて一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (3) お客さまは、第30条第3項及び前条第2項のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社、大阪ガス及び一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
- (5) 当社、大阪ガス及び一般ガス導管事業者は、お客さまが当社、大阪ガス及び一般ガス導管事業者の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは第25条第2項に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) お客さまは、一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針及び検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。

- (8) お客様は、需要場所で使用される機器に応じて、フィルター等の必要な設備を設置していただきます。

33. お客様の責任

- (1) お客様は、第31条第1項の規定により大阪ガスがお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客様は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、若しくは撤去する場合又はこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ大阪ガスの承諾を得ていただきます。
- (3) お客様は、圧縮ガス等を併用する場合には、一般ガス導管事業者の指定する場所に一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客様の所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとしたします。）をお客様に負担していただきます。
- (4) お客様は、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次の各号にかかげるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
 - ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
 - ③ 第25条第2項に規定する供給ガスに適合するものであること。
 - ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
 - ⑤ 一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること。
- (5) お客様は、ガス事業法第62条に基づき、所有及び占有するガス工作物に関して、以下の事項について遵守していただきます。
- ① 一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めること。
 - ② 技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力すること。なお、改修等の命令が発出されたにも

かかわらず、お客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス
工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業
大臣から当該所有者及び占有者に協力するよう勧告されることがありま
す。

VIII. そ の 他

34. 使用場所への立ち入り

大阪ガス及び一般ガス導管事業者は、次の各号にかかげる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又はガス機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、係員はお客さまの求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

- ① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）。
- ② 検査及び調査のための作業。
- ③ 一般ガス導管事業者の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する作業。
- ④ 託送供給にかかるガスの不正使用防止のための検査、確認作業。
- ⑤ 解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業。
- ⑥ 第9条第4項第1号、第26条又は第27条の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業。
- ⑦ ガスメーターの法定検定期間満了等による取替えの作業。
- ⑧ その他保安上の理由により必要な作業。

35. 専属的合意管轄裁判所

自由料金契約にかかわる訴訟については、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

36. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまは、自由料金契約の成立時及び将来にわたって、自己又は自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人若しくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び以下の各号のいずれかの一にも該当しないこと（ただし、法令により取引が義務付け

られているものを除きます。)を表明し保証するものとします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) お客さまは、自ら又は第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し、保証していただきます。

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他前各号に準ずる行為。

(3) 当社は、お客さまが前二項に違反した場合、お客さまに対する何らの催告及び自己の債務の提供を要しないで、ただちに自由料金契約を解約することができるものとし、お客さまは、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとしたします。

37. 支払証明書等の発行

(1) 当社は、お客さまから請求があったときは、当社が別に定めるところにより、料金その他の当社に対する債務が既に当社に支払われた旨の証明書(以

下「支払証明書」といいます。)を発行します。

(2) 当社は、お客さまから請求があったときは、当社の帳簿に基づき、お客さまの自由料金契約に係る次の事項に係る証明書(以下「契約事項証明書」といいます。)を発行します。ただし、経過年数によっては、発行できないことがあります。

① 申し込みの承諾年月日(名義変更により新たなお客さまが権利義務を承継した場合は、その名義変更の承諾年月日とします。)

② お客さまの氏名又は住所等。

③ お客さま番号。

(3) お客さまが、第1項又は前項の請求をし、その支払証明書又は契約事項証明書(以下総称して「支払証明書等」といいます。)の発行を受けたときは、別表第8の手数料等に定める支払証明書等の発行手数料のほか印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料等(実費)の支払いを要する場合があります。

38. お客さまの氏名等の変更の届出

(1) お客さまは、氏名、住所、電話番号その他の自由料金契約に関する当社への届出内容に変更があったときは、速やかに当社に届出いただきます。当社に届出がない場合(届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます)、自由料金契約に定める当社からお客さまに行う通知は、当社がお客さまから届出を受けている連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

(2) 前項の届出があった場合、当社はその届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出をお客さまに求める場合があります、お客さまはこれに応じるものとします。

39. 通知

(1) 当社は、第23条に定める場合を除き、お客さまへの通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。

- ① お客さまが自由料金契約に基づき当社に届出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知。
 - ② お客さまが d アカウントの ID として利用されているメールアドレス又は d アカウント規約に基づく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知。
 - ③ その他当社が適当と判断した方法。
- (2) 前項各号に掲げる方法によるお客さまへの通知は、当社が同項各号に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
- (3) 当社は、第 1 項各号に掲げる方法のほか、ドコモでんきサイト上にその内容を掲載することをもって、ドコモ ガスに関するお客さまに対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容をドコモでんきサイトに掲載した時点をもって当該通知がお客さまに対してなされたものとみなします。

40. プライバシーポリシー

個人情報の取扱いについては、当社が別途定める「NTT ドコモプライバシーポリシー」(<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>) 及び「パーソナルデータの取扱いに関する同意事項」(https://www.docomo.ne.jp/utility/personal_data/consent_matters/) 並びに大阪ガスが別途定める「プライバシーポリシー」(<https://www.osakagas.co.jp/info/privacy.html>) に従って取り扱います。

41. 準拠法

自由料金契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

付 則

1. 本約款の実施期日

本約款は、2025年9月1日から実施いたします。なお、請求書取扱事務手数料に係る規定の適用は、2025年12月請求分からといたします。

2. 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に係る特別措置

- (1) 2024年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（以下本条では「総合経済対策」といいます。）に基づき、総合経済対策として決定された期間において、総合経済対策として決定された単価以上の最小値を調整単位料金（1立方メートル当たり）から引き下げるため、第19条第2項第2号に定めるトン当たりLNG平均価格は、別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定した値から必要な最大の金額を引き下げたものとします。
- (2) 前項によって算定されたトン当たりLNG平均価格は、当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- (3) 前二項は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。

(別表第1)

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

Vは、第14条第9項の規定により算定する使用量

V₁は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

Aは、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

(別表第2)

最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備考)

Vは、第14条第12項の規定により算定する使用量

Pは、最高圧力を超えて供給する圧力（キロパスカル）

V₁は、ガスメーターの検針量

(別表第3)

調整単位料金の適用基準

調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の

料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第4)

料金の日割計算(1)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、個別約款の料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \text{日割計算日数} / 30$$

(備考)

- ① 基本料金は、個別約款の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

個別約款の料金表における基準単位料金又は第19条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、個別約款における適用基準と同様といたします。

(別表第5)

料金の日割計算(2)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、個別約款の料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

(備考)

- ① 基本料金は、個別約款の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

個別約款の料金表における基準単位料金又は第19条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、個別約款における適用基準と同様といたします。

(別表第6)

標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式

$$D = \frac{F \times (C - A)}{C}$$

(備考)

Dは、第20条第3項の規定により算定する金額

Fは、第18条の規定により算定した従量料金

Cは、第25条第2項に規定する標準熱量

Aは、ガス事業法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値

(別表第7)

燃焼速度・ウォッベ指数

(1) 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の計算式によって得られる数値をいいます。

[算式]

$$MCP = \sum (S_i f_i A_i) / \sum (f_i A_i) \times (1 - K)$$

MCPは、燃焼速度

S_i は、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表にかかげる値

f_i は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表にかかげる値

A_i は、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）

K は、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\sum A_i}{\sum (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5CO_2 + N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} + \left[\frac{N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} \right]^2 \right\}$$

α_i は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

CO_2 は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）

N_2 は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

O_2 は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
S_i	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
f_i	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α_i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

(2) ウォッベ指数とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次の算式によって得られる指数をいいます。

[算 式]

$$W I = H / \sqrt{a}$$

W I = ウォッベ指数

a = ガスの空気に対する比重

H = 単位当たりのガスの熱量

- (3) 燃焼性の類別は、燃焼速度、ウォッベ指数により定まり、その範囲とガスグループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の種類	ガスグループ	ウォッベ指数 (W I)		燃焼速度 (M C P)	
		最 小 値	最 大 値	最 小 値	最 大 値
13A	13A	52.7	57.8	35	47

(別表第8)

手数料等

区分		料金額
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	253 円 (内税)
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	253 円 (内税)
請求書取扱事務手数料	請求書により金融機関やコンビニエンスストア等にて支払いいただく際の事務手続きや、ご入金結果の登録処理等に係るもの	220 円 (内税)
発行手数料	支払証明書の発行に係るもの	440 円 (内税)
	契約事項証明書の発行に係るもの	330 円 (内税)